

議案第 49 号

箱根町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号)が平成 24 年 8 月 22 日に公布され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されること等により、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

箱根町職員の再任用に関する条例(平成 12 年箱根町条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「附則第 2 条」を「附則第 2 項」に改める。

附則第 2 項中、「地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法第 152 号)附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。